



US Topics

July 9, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

EITFが複数成果物を伴う売上契約に関するコメントを募集
PwCが財務報告規定適用に関する実務的アドバイスを掲載した『Practical Tip』シリーズを創刊
SECがコーポレートガバナンスおよび投資家からの信頼性向上のための方策について採決
FASBが開示フレームワークプロジェクトをアジェンダに追加
その他のFASB関連記事

■ EITFが複数成果物を伴う売上契約に関するコメントを募集

FASBの発生問題専門委員会(EITF)は、複数成果物を伴う売上契約に関する新しいガイダンスを含む2つの公開合意案を公表しました。1つめのIssue 08-1は、既存のガイダンスにおいては、複数成果物を伴う売上契約の会計処理がしばしば取引の経済的実態と合致しないことがあるという懸念に対応しています。このガイダンス案では、公正価値の決定のための代替的選択肢(現在は「売買価格」)を提供することによって、多くの場合複数成果物を伴う契約に関する一層の前倒しの収益認識につながる結果となるでしょう。2つめであるIssue 09-3は、ソフトウェアに係る既存の収益認識ガイダンスの適用範囲から、ソフトウェアを含んだ特定の有形製品を除外しようとするものです。このガイダンス案には、検討すべき要素および、ある契約がこの適用除外が該当する場合の企業の判断に有用な事例が記載されています。

これらの公開合意案に対する最終合意は今年後半に公表される予定です。収益認識に重要な影響を与える可能性が高いため、PwCでは企業がこの公開合意案に対する見解を提出することを推奨します。コメント募集期間は8月14日まで。

▼ この提案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156339129

DataLine 2009-33において、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)はこのガイダンス案について議論し、検討すべき主要な論点を強調しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7TSTKE&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCが財務報告規定適用に関する実務的アドバイスを掲載した『Practical Tip』シリーズを創刊

『Practical Tip』創刊号において、PwCは企業が年度財務諸表の修正あるいは再提出を行う必要が生じる特定の状況について取り上げています。ここでは、企業が(1) 事業の一部を廃止事業として報告、(2) セグメントの変更の報告、あるいは(3) 遡及的に適用される会計方針の変更の報告、のいずれかを行った日以降の日付の財務諸表を参照方式で盛り込んだ、新規あるいは修正版の登録届出書、委任状／情報報告書、もしくは目論見書を作成するような状況に対応しています。

PwCの新しい『Practical Tip』シリーズは、あなたの最新の財務報告規定の把握を支援することを目的としています。『Practical Tip』の各号は、財務報告の重要な要素を簡潔で平易な英語による表現によって浮き彫りにし、ガイダンス適用の実務的事例を提供します。『Practical Tip』シリーズは毎月1回以上の発行が予定されています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、Practical Tip 創刊号を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7TQKH5&SecNavCode=MSRA-7T9J2V&ContentType=Content&ContentPage=Content>

■ SECがコーポレート・ガバナンスおよび投資家からの信頼性向上のための方策について採決

米国証券取引委員会(SEC)は最近、コーポレート・ガバナンスおよび投資家からの信頼性向上を目的とした、以下の3つの方策についての採決を行いました。

- **TARP受給企業における取締役報酬の株主の承認**— この提案は、不良資産救済プログラム(TARP)に基づく債務残高が残っている期間において、委任状勧誘書類の中で拘束力の無い株主投票の提供を求める、2008年緊急経済安定化法の規定を盛り込んでいます。この提案に対するコメント募集は9月8日まで。
<http://www.sec.gov/rules/proposed/2009/34-60218.pdf>
- **委任状の開示および勧誘の拡充**— この一連の規則案は委任状における報酬およびコーポレート・ガバナンスに関する開示の改善を目的としています。特に、企業は (1) 報酬に関するポリシーがリスクとどの様に関連しているか、(2) 取締役、経営者、取締役会に指名された人物の資質、(3) 役員報酬コンサルタントに潜在的な利害の不一致が無いかどうか、についての開示を要求されることとなります。SECは間もなくこの規則案をウェブサイト上で公表することを予定しています。この規則案に対するコメントは官報掲載後60日間です。
- **ブローカー・ディーラーによる任意の委任投票に関するNYSEルール**— SECは、クライアントの保有する株式を代理してブローカーが任意投票を行うことを禁じるニューヨーク証券取引所(NYSE)の規則案を承認しました。このNYSEルールは2010年1月1日以降に開催される株主総会に適用されることとなります。SECはこの承認命令を間もなくウェブサイトに掲載する予定です。

▼ 上記のアクションに関するプレスリリースの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。
<http://sec.gov/news/press/2009/2009-147.htm>

■ FASBが開示フレームワーク・プロジェクトをアジェンダに追加

今週、FASBは、財務諸表開示をより有効かつ協動的で冗長性の低いものとするための、包括的なフレームワークの確立に向け、アジェンダに新しいプロジェクトを追加したことを公表しました。このプロジェクトは、一部の関係者(投資家技術諮問委員会(ITAC)および財務報告の改善に関するSEC諮問委員会(CIFR)を含む)からの要請に対応し、開示規定の拡充と合理化のために追加されたものです。FASBは当四半期から審議を開始し、2010年上半期に予備的見解を公表することを予定しています。

このプロジェクトを告知するプレスリリースにおいて、FASBはこのプロジェクトが既存の開示の増補を目的としているのではなく、むしろ改善された財務諸表開示フレームワークの作成を計画するものであると述べています。

▼ このプレスリリースの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&cid=1176156338441

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: 7月8日の会議において、FASBは(1) FAS 157-f「FASB基準書第157号に基づく負債の測定」および(2) FSP FIN 48-d「パス・スルー・エンティティおよび非課税の非営利事業体のための適用ガイダンスおよび非営利事業体のための開示の修正」について寄せられたコメントレターについて議論を行いました。FASBの議論の概要については以下のウェブサイトからご覧ください。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156340876

次回の公開会議: FASBは7月15日水曜日に会議を開催予定です。「金融商品: 認識及び測定」のプロジェクトについての議論が予定されています。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1218220079452>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 貸倒損失の開示
http://www.fasb.org/loan_disclosures.shtml
- 開示フレームワーク
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176156344894

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.